

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(案)について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告し、公表することとされています。

年次報告書(平成28年度版)の概要

1 平成28年度における食の安全・安心に関する情勢

平成28年5月に、伊勢志摩サミットが開催されました。県では、平成28年1月に策定した「伊勢志摩サミット食品監視指導計画」に基づき、首脳会議場やメディアセンター等の主要施設、政府関係者や警備・報道関係者等の宿泊施設及び弁当製造施設等に対し、重点的に監視指導や食品検査等を行いました。併せて、食品関連事業者団体が委嘱する食品衛生指導員による巡回指導が行われるなど、関係者を挙げて取り組んだ結果、食中毒の発生はありませんでした。

全国の食中毒の発生状況は、件数では1,000件を、患者数は18,000人を超えました。発生原因としては、野外イベントでの食中毒の原因となり話題になったカンピロバクター、保育園や学校給食の食中毒の原因となったノロウイルスの2種類で全体の6割近くを占めました。患者数としては、ノロウイルスによるものが、食中毒患者数の約半数を占める状況となりました。こうした状況の中、県では、学校給食施設等に対して、監視指導や通知文による注意喚起を行うなどの対策を行いました。なお、県内の食中毒の発生件数は7件、患者数は112人でした。

また、条例に基づく食品の自主回収の報告は23件でした。

その他、全国の9道県12農場で高病原性鳥インフルエンザの発生がみられました。県においては、家きん飼養者及び関係者に対して国内外での高病原性鳥インフルエンザの発生状況の周知、適正な飼養衛生管理の指導及び対象の全家きん農場に消毒を行うよう知事命令を発する等対策を行った結果、農場での発生事例はありませんでした。

2 平成28年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な取組状況と課題、今後の方向については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、動物及び水産用医薬品の製造事業者、販売事業者、生産者への立入検査、指導等を行いました。(施策①)
- ② 食品衛生上の危害発生事例や発生頻度の高いもの、重症化の可能性のある食中毒菌による健康被害の防止や、観光地対策を重要項目と定めて監視指導を行いました。(施策④)
- ③ 伊勢志摩サミット及び関連事業における食中毒等の発生を防止するため、「伊勢志摩サミット食品監視指導計画」を策定し、他自治体とも連携の上、サミット関連施設の監視指導や食品等の検査等を集中的に実施しました。(施策④)
- ④ 食品関連事業者団体と連携し、表示制度の周知や監視指導を行いました。(施策④)
- ⑤ 県内米穀取扱事業者に対する立入調査、科学的検査を実施しました。(施策④、⑤)
- ⑥ 食品の収去検査、食肉検査、県産牛肉の放射性物質検査、貝毒検査を実施しました。(施策⑤)

【課題及び今後の対応】

食の安全・安心確保のためには、農畜水産物の生産資材等の生産流通、使用段階から、食品の生産流通段階まで各段階ごとの監視指導、検査を行う必要があります。平成28年度は重大な法令違反はなく、指導が必要な事項については再度立入検査を行うなどして、改善されるよう努めました。平成29年度も引き続き関係機関と連携し、各段階ごとの監視指導、検査を行い、適正に生産資材等の生産流通、使用及び食品の生産流通が行われるよう努めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① カキによる健康被害発生を予測するノロウイルス検出結果等や、事業者等の取組をホームページで公表しました。(施策①)
- ② 事業者のコンプライアンス意識を向上させるため、立入検査の際にコンプライアンスチェックリストを配布し、コンプライアンス研修を2回実施しました。(施策④)
- ③ 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP（農業生産工程管理）の導入支援及び県民や生産者への理解促進を図りました。(施策⑤)
- ④ 農場HACCP認証取得をめざす取組を行った結果、養鶏で3農場、養豚で1農場のモデル農場が農場HACCP推進農場の指定を受けました。肉牛では2農場が農場HACCP認証を取得しました。(施策⑤)
- ⑤ ジビエ、特用林産物等の品質確保のため、マニュアル等に基づく適正な管理等を推進しました。(施策⑤)
- ⑥ 「みえの安心食材」については、77品目で1,045件の登録となりました。(施策⑦)
- ⑦ 三重県食品の自主衛生管理認定制度に取り組む施設が176施設(4増)となりました。(施策⑦)

【課題及び今後の対応】

食の安全・安心確保のためには、県民、食品関連事業者、食品関連事業者団体への情報提供の充実や、県民に食の安全・安心を提供する食品関連事業者等の主体的な取組に対して支援を行うことが必要です。今後は、引き続き、活動の励みになるよう、自主的に安全・安心確保の活動を行っている食品関連事業者の情報を県のホームページ等にて広く周知していくとともに、食品関連事業者に対し、関連法令に関する理解や法令遵守等コンプライアンス意識の向上を促すため、研修会の開催等により働きかけを行います。加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の食料調達基準への対応や消費者の信頼確保、輸出の拡大を見据えたGAP等の取組を行う生産者への支援を行います。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、食品の選択が適切に行えるよう、ホームページ等で情報提供を行うとともに、出前トーク等を開催しました。(施策①)
- ② 大学生と共同で若い世代の食への関心事や効果的な啓発手段を検討し、その成果を県内で配布されている食育情報誌上にて発表しました。(施策①)
- ③ 子どもたちが望ましい食習慣を実践できるよう、学校食育推進講習会を開催するとともに、地場産物を使ったメニューコンクールを実施し、保護者等への啓発を行いました。(施策②)

- ④ 各ライフステージにおいて適切な食習慣の定着等を図るため、食事バランスガイド等の普及活動を行ったほか、食フォーラム等のイベントを開催し、啓発を図りました。(施策②)

【課題及び今後の対応】

食の安全・安心確保のためには、県民が食の安全・安心に関する知識、理解を深め判断、選択が行えるよう、県民の立場に立った情報や学習機会の提供が必要です。今後は、若い世代に焦点をあて、従来の啓発方法等の改善等、高等教育機関と連携し検討を行います。

また、引き続き児童生徒への食育推進や各ライフステージにおける適切な食習慣の定着を図るための取組を行います。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携等による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 専門知識向上のため、食品関連事業者を対象に講習会を開催するとともに、農薬の適正な取扱いを指導する三重県農薬管理指導士や、魚食普及を行う魚食リーダー等の人材育成を行いました。(施策①)
- ② 消費者、事業者、行政が意見交換を行うリスクコミュニケーションを開催しました。(施策②)
- ③ 事業者、関係団体の協力のもと、「食の安全・安心ミニ情報」を広報誌等に掲載し、食の安全・安心に関するPRを行いました。(施策③)

【課題及び今後の対応】

食の安全・安心確保のためには、県民、食品関連事業者、地域の関係団体、学校、行政等の多様な主体が相互理解を深め、連携及び協働していくことが必要です。今後も、引き続き、食の安全・安心確保に関する高い専門性、実践的な知識及び高い倫理観をもった人材の育成を行うとともに、リスクコミュニケーション等の相互理解に取り組み、また、「第3次三重県食育推進計画」等との整合を図りつつ多様な主体と連携を深めて施策を推進します。